

子 高 第 1506 号  
平成 30 年 1 月 5 日

各居宅介護支援事業所 所長 殿

沖縄県子ども生活福祉部  
高齢者福祉介護課長  
(公印省略)

### 沖縄県介護支援専門員実務研修における実習への協力依頼について

日頃から、本県の介護保険行政に御協力をいただき、感謝申し上げます。  
さて、みだしのことについて、介護支援専門員実務研修に係る実習カリキュラムとして、下記の期間中にケアマネジメントの基礎技術に関する見学実習を予定しております。  
つきましては、貴事業所において本研修の実習へのご協力をよろしくお願ひします。

#### 記

#### 1. 実習期間

平成 30 年 1 月 11 日 (木) ～平成 30 年 2 月 13 日 (火)

上記期間のうちおおむね三日程度

(3 日間は連続している必要はない。また、実習課題が達成できていれば 3 日間より少なくてもよい。)

#### 2. 実習内容

- 居宅サービス計画書作成
- ケアマネジメントプロセスの各場面への同行・見学

#### 3. 協力内容

- 受講者への指導担当者(主任介護支援専門員が望ましい)を配置し、以下の指導を行う
  - ・居宅サービス計画書作成の指導
  - ・指導担当者のケアマネジメントプロセスへの同行・見学
- 実習協力者(利用者)からの了解の取り付けと、実習協力者(利用者)の受講者への紹介  
※詳細は別紙参照。

#### 4. 留意点

実習受入協力事業所の登録が特定事業所加算の算定要件となっておりますのでご留意ください。

沖縄県子ども生活福祉部高齢者福祉介護課 島  
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2 (3 階)  
TEL:098(866)2214 FAX:098(862)6325

## 介護支援専門員実務研修における実習について

### 実習目的

- 実習現場でのケアマネジメントプロセスの経験を通じて、実践に当たっての留意点や今後の学習課題などを認識する。
- 現場における倫理的な課題を理解し、介護支援専門員として働くためのマナーと心構えを養う。

### 介護支援専門員実務研修における実習について

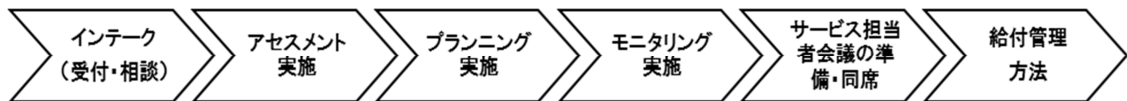
平成 28 年度実習からはこれまでも行われてきた居宅サービス計画書の作成に加えて、ケアマネジメントプロセスの同行・見学が実習内容としてカリキュラムに加われました。実習では以下の二つの課題を指導担当者とともに実習協力者（利用者）宅を訪問しながら行います。

#### 実習課題 1

- 課題分析（アセスメント）・居宅サービス計画書作成  
現職の介護支援専門員による指導の下、実習協力者（利用者）を対象に課題分析を行い、課題分析に基づく仮の居宅サービス計画書を作成させる。

#### 実習課題 2

- 指導担当者のケアマネジメントプロセスへの同行・見学  
現職の介護支援専門員の業務に同行しながら、インテーク場面、アセスメント場面、プランニング場面、モニタリング場面、サービス担当者会議場面、給付管理場面等ケアマネジメントプロセスの各場面を見学・体験させる。流れは順不同で構わないが、複数の事例を通して行うよう留意する。



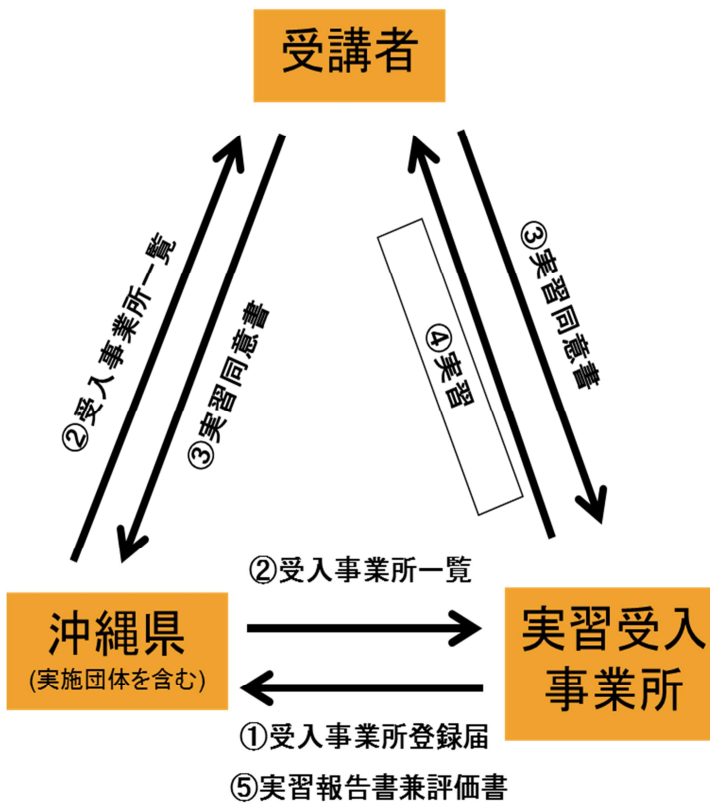
### 実習協力者（利用者）紹介の対応等について

- 1) 初回訪問時に実習協力者（利用者）と受講者との間で実習承諾書及び誓約書※を交わします。実習協力者（利用者）へ了解を頂くための説明をよろしくお願いします。（受講者に自宅連絡先、要介護度を教えてもよいかどうかの確認もあわせてお願いします。）
- 2) 了解が得られたら、実習協力者（利用者）へ受講者の名前をお知らせください。
- 3) 受講者へ実習協力者（利用者）の名前と連絡先、要介護度をお知らせください。  
※承諾書等の様式は受講者が持参します。

## その他

- 1) 事業所は、実習で用いる事例について、ケアマネジメントの実践と利用者の生活の多様化を学ぼうえで適切な事例を設定するようお願いします。
- 2) 介護支援専門員としてのマナーと接遇についても指導をお願いします。
- 3) 個人情報保護の観点から、実習協力者（利用者）の実際の居宅サービス計画書等の実習生による閲覧は、実習における必要最小限にとどめるようお願いします。
- 4) 実習修了後は、実習の振り返り及び、指導担当者による実習報告書兼評価書の記入をお願いします。記入した実習報告書は実施団体に提出してください。
- 5) 実習生を受け入れ、指導を担当した主任介護支援専門員は、主任介護支援専門員更新研修の受講要件(5)に該当します。

## 実習受入の手続きの流れ



- ① ※【事業所→県】実習受入事業所の届出(下記のいずれかの手続きによる)
  - 「沖縄県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録届(第1号様式)」の県への提出
  - 沖縄県HPからの電子申請システムへの入力
- ② ※【県→受講者・事業所】受入事業所一覧の公開(県HP上にて公開※)  
(注) 受入事業所一覧の公開をもって登録完了通知に代えます。届出事業所は掲載されていることを必ずご確認ください。
- ③ 【受講者→県】実習同意書の提出  
【受講者→事業所】実習受入の交渉および、実習同意書の提出
- ④ 【事業所→受講者】実習実施
- ⑤ 【事業所→県】実習報告書兼評価書の提出

※ 登録申請書様式と電子申請、受入事業所一覧は沖縄県ホームページ「介護支援専門員法定研修等の実習協力体制の確保について(居宅介護支援事業所における特定事業所加算要件の見直し)」のページに掲載されています。

なお、実習生の受入れは①の登録をしなくても可能です。ただし、特定事業所加算を算定している事業所は①の登録を行う必要があります。

### 実習受入の手続きの種類について

【登録】新たに実習受入事業所として登録する際に行う。

提出様式：(第1号様式) 沖縄県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録届

本登録の有効期間はない。取下げ、または取消しができない限り登録を継続するものとする。

【変更登録】登録内容を変更する際に行う。

提出様式：(第2号様式) 沖縄県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所変更登録届

受入期間以外の登録内容について変更する場合に提出する。受入期間は変更があっても届け出る必要はない。

【登録取下】登録を取り下げる際に行う。

提出様式：(第3号様式) 沖縄県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録取下届

登録を取下げの場合に提出する。